

連絡とれるくんサービス利用規約 【現改比較表】 2020年3月31日現在

～2020年4月30日

2020年5月1日～

目次

第1条～第38条（略）

第39条（略）

別記～附則（略）

目次

第1条～第38条（略）

[第38条の2 連絡とれるくんサービス契約者に対する通知](#)

第39条（略）

別記～附則（略）

～2020年4月30日	2020年5月1日～
<p>第1条～第38条（略）</p>	<p>第1条～第38条（略）</p> <p><u>(連絡とれるくんサービス契約者に対する通知)</u></p> <p><u>第38条の2 連絡とれるくんサービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(2) 連絡とれるくんサービス契約者が連絡とれるくんサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た連絡とれるくん契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(3) 連絡とれるくんサービス契約者が連絡とれるくんサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た連絡とれるくん契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(4) 当社が連絡とれるくんサービス契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えま</u> <u>す。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p>

～2020年4月30日	2020年5月1日～
<p>第39条（略）</p> <p>別記～別表2（略）</p>	<p>第39条（略）</p> <p>別記～別表2（略）</p> <p>附 則（令和2年3月18日 V Vサ第00621078号）</p> <p>この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、第38条の2（連絡とれるくんサービス契約者に対する通知）については、令和2年5月1日から実施します。</p>